子どもの権利擁護に関する研究 ~意見表明等支援(子どもアドボカシー)に向けて~

代 表 者:藤田美枝子(国際教育学部)

連携機関: NPO法人しずおか・子ども家庭プラットホーム

<はじめに>

児童相談所の児童虐待対応件数は、1989年に統計を取り始めて以降、増加の一途を辿っている。2000年の児童虐待防止法制定以降、世間の耳目を集めた死亡事例の都度、関連法が繰り返し改正されたが、児童虐待という子どもの権利侵害は一向に収まる気配がない。

こうした中、2016年児童福祉法の改正では、子どもの権利の明確化が加えられ、その後、2022年6月の改正児童福祉法では、一時保護所や施設などの措置や解除における子どもの意見聴取義務と意見表明等支援(アドボカシー)について規定された。さらに、2024年4月からは、意見表明等支援員(アドボケイト)という形で福祉職とは別の専門的立場で子ども側に立って、子どもの意見表明の保障をしていくという制度が努力義務化された。

子どもアドボカシーとは、子どもの声を聴き、子どもが意見を表明することへの 支援を行う活動である。わが国では、子どもアドボカシーについて取り組みが始 まったばかりであり、子どもの意見表明を保障する制度をどう構築していくのか、 国および各自治体において大きな課題となっているのが現状である。

以上から、本研究では、子どもアドボカシーおよびその担い手であるアドボケイトについて先進事例に学びながら、A市における今後の具体化のために有効な情報を収集し、進むべき方向性を明確にしたいと考える。

<研究の目的>

- 1 子どもアドボカシーおよびその担い手であるアドボケイトの先進事例に学ぶ。 訪問調査で子どもアドボカシーの実践を明らかにする。
- 2 子どもアドボカシーについての理解を深めるための講演会を、地域における子 どもと家庭への支援者をはじめ一般の関心のある方々を対象に開催する。(社 会福祉学研究科および聖隷社会福祉学会との共催)
- 3 子どもアドボカシーについて文献研究等で明らかにし、自治体における実践の可能性を探り社会的養護の体制について提示する。

<研究の結果と成果>

- 1板橋区子ども家庭総合支援センター(児童相談所)訪問
 - 1)日 時:2024年2月15日
 - 2)目 的:2022年より「児童相談所の支援に関わる子どもの権利擁護事業」として一時保護所でアドボケイトを取り入れた実践について調査する。

該当欄の<u>口を■に</u>し、必要事項を記入してください

倫理審査	□承認番号()■該当しない	
利益相反	■なし □あり	()	
発表状況	種 別 □著書	F □論文 □学会発表	□紀要 □その他()
	年月日	年	月 日(□確定 □予定)

- 3)訪問先の概要:2016年の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所の設置
- が可能となった。人口約 57 万の板橋区では、これまで区が担ってきた身近な子育て相談(子ども家庭支援センター)と東京都が担ってきた専門相談(児童相談所)を統合し、板橋区子ども家庭総合支援センター(児童相談所・右の写真)を2022 年 4 月に開設した。専門職員が一つの建物に集まる効果を活かすことで『相談のワンストップ化』『迅速できめ細やかな支援』を実現し、基礎的自治体である区が児童相談所を設置するというメリットを活かし「妊娠・出産期から一貫した切れ目のない支援」をめざしている。(図 1)
- 4) 権利擁護事業について:対象は(1) 児童養護施設等に入所中の児童、(2)里親委託中の児童、(3) 一時保護所に入所中の児童、(4)その他児童相談所の支援に関わる児童。 今回は、一時保護所を訪問し職員に話を聞いた。



【図1】板橋区子ども 家庭総合支援センター

- 5) 一時保護所での聴き取り(児童相談所長、一時保護所課長および係長より):板橋児相の一時保護所の定員は、女児と男児が各 12 名と幼児 6 名の計 30 名である。一時保護所の職員は、指導員 37 名、事務職 3 名、看護師 3 名、心理 2 名、学習支援員 6 名、夜勤 6 名(バイト)である。職員が少ないと余裕がなくなり手が回らず、子どもを大切にできないことから、増員しているとのことであった。また、実習生(ボランティア)として近隣の看護専門学校の学生を年間 150 名受け入れているとのことだった。
 - (1)アドボカシー導入の経過と内容
 - ・導入時は、職員は「何?」という反応だった。
 - ・東京都は弁護士が週1回来所して行っていたので、手を挙げる子だけに話を聞き そうできない子どもには行うことはなかった。
 - ・現在、板橋区では、アドボケイトが遊びに入りながら話を聴き、必要な内容ならば子ども政策課に報告をして、その後児童相談所の児童福祉司に話を伝えていく という流れである。
 - ・職員へ一時保護所が開所するまでに研修を行った。NPO「子どもの声からはじめよう」に委託した。
 - ・子どもの権利のレクチャーから始まり、アドボカシーの講義へと発展させた。
 - ・アドボカシーでは、子どもへのオリエンテーションを毎回行っている。
 - ・退所時にこどもにアンケートを書いてもらっている。
 - ・日本子ども虐待予防学会で実践を発表し、アンケートの内容を紹介した。ex「家 出をしたがトーヨコへは行かないでここに来た」「これまでこんなに話を聞いて もらったことはなかった」。発表後、取組みについて各地から問合わせがある。
 - ・当センターの一時保護所の主なルールは四つだけである。(自分を大切にする、 他人を大切にする、決められたスペースを守る、物を大切にする+生活ルール)
 - ・ルールを細かく決めてあれば、考えなくて良いからこどもも職員も楽かもしれないが、子どもの権利侵害になる場合が多いと考えている。
 - ・ルールの問題は子どもに考えさせる処遇を心がけている。
 - ・逸脱行動があった場合には、本人への特別(集中ケア)プログラムを作っている。しかし、それは長くやらず2日程度とし、いつまでも縛らないようにする。
 - ・子どもの権利を大切にする一時保護所で生活した子どもが施設に入所することで、施設でのやり方を変えていくことに役立っていると、施設職員から聞いた。

該当欄の<u>口を■に</u>し、必要事項を記入してください

倫理審査	□承認番号	클 () ■該	当しない					
利益相反	■なし	□あり()					
発表状況	種別	□著書	□論文	□学会発	表	□紀要	□その	他()	
	年月日			年	月	日	(□確定	□予定)	

- (2)アドボケイトについて
 - ・アドボケイトの派遣は NPO 法人「子 どもの声から始めよう」へ委託して いる。以前から江戸川区では取り組 んでいることから、板橋区でも実現 した。
 - 毎回約10名が来所し、アドボケイトの写真と名前の掲示をする(図2)
 - アドボケイトに話を聴いてほしい子 どもは、「おはなしクーポン」



【図2】アドボケイトの掲示



- ・2022 年~2023 年は報償費で支払い、2024 年から事業化し委託費で支払う予定。
- ・アドボカシーの関与は、入所中の子どもからスタートしたが、2024年度からは入退所や処遇に関して広げていく予定である。

【図3】おはなしクーポン

・2022 年~2023 年度の一時保護所におけるアドボカシーの活動は、アドボケイトが一時保護所を訪問し、入所中の子どもの意見を聴取することと同時に、子どもの生活等に関して、権利擁護の視点から、一時保護所に対して意見を述べて提案を行ってきた。

2023年度の活動日数は隔週土曜日で28日、延ベアドボケイト数は149人、子どもからの意見表明数は41件、その他面談数は96件であった。

(3) 所感

子どもたちが、他の子どもや職員らへ気兼ねすることなくアドボケイトへアクセス出来るよう、ひとり一人を尊重する様々な工夫が考えられていた。アドボケイトを一時保護所へ導入する際の職員らの抵抗感はあったものの、スタートしてみると、子どもたちにとって大事な制度であることだけでなく、職員の処遇においても子どもの気持ちを知ることができたメリットは大きいということであった。「アドボカシーの制度がなかった時は、子どもたちに大きな負担をかけてきたと思う。」と職員が語るのが印象的であった。

2 講演会の開催

子どもアドボカシーについての理解を深めるために以下の講演会を開催した。

- 1)テーマ:子どもの意見を尊重する「子どもアドボカシー」とは
- 2) 日時: 2023 年 11 月 11 日 (土) 13 時 30 分~16 時 00 分
- 3)会場:聖隷クリストファー大学2号館・ハイブリッド開催
- 4)講師:栄留里美氏(大分大学福祉健康科学部講師、子どもアドボカシー学会副会長)
- 5)参加者:子どもと家庭への支援者、関心のある一般の方。約100名の申込みあり。
- 6)講演内容の概略

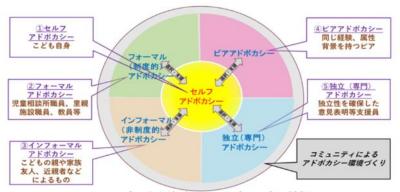
該当欄の<u>□を■に</u>し、必要事項を記入してください

倫理審査	□承認番号	클 () ■該	当しない					
利益相反	■なし	□あり()					
発表状況	種 別	□著書	□論文	□学会発	表	□紀要	口その	他 ()	
	年月日			年	月	日	(□確定	□予定)	

講演のゴールは、「アドボケイトの政策・特徴を理解し、誤解されやすい「マイク」の 意味を理解する」ことに置かれた。話の流れは、(1)なぜ今アドボカシーか、(2)政策動 向、(3)アドボケイトとは、(4) 原則と特徴、(5)実践例、であった。

その中で特に、子どもアドボケイトは、子どもが自分の権利について理解し、自分の人生に影響を与える事柄について十分な情報に基づく決定を行なえるよう、子どもをエンパワーする役割であることが明らかにされた。また、アドボカシーの 6 原則として、(1) エンパワメント、(2) 子ども主導、(3) 独立性、(4) 秘密を守る、(5) 機会の平等、(6) 子どもの参加、が示された。

続いて、アドボカシーの5つの種類と担い手について図1のような説明があった。



(2023 こどもアドボカシー協議会ガイドインより)

- ① セルフアドボカシー:子ど もが自分自身で権利、利益、 ニーズを主張する
- ② フォーマル (制度的) アドボカシー:児童相談所などの施設職員、里親、学校の先生等が聞いて、主張・代弁する
- ③ インフォーマルアドボカシー:親、家族、友人など 身近な大人が聞き主張・代弁

【図4 5種類のアドボカシーと担い手】

④ ピアアドボカシー:同じ経験、属性、背景を持つ人が聞き主張・代弁 ⑤独立(専門)アドボカシー:子ども意見表明等支援員。行政や里親家庭・施設などに 寄り添った調整は行わず、行政等との利害関係もない独立的な第三者が聞いて代弁す る。我が国では、この独立アドボカシーが取り上げられなかったため、児童福祉法改正 によって意見表明等支援として法的に位置付けられたところである。

3 地域との連携における成果

NPO 法人しずおか・子どもプラットホームの研究協力者と共に毎月定期的にアドボカシーについての勉強会を行うと同時に、子どもアドボカシー学会が主催する講座(基礎講座 20H・専門講座 20H・実践講座 20H)60 時間へ3名が参加し、児童養護施設でアドボケイトとしての実習を行った。また、研究で明らかとなった自治体における制度化へ向けた課題等についてA市担当課及び児童相談所への報告や協議を継続している。

こうした学習を重ねた結果、自治体に子どもアドボカシーへ取り組む核となるセンターが必要との結論に至った。そのため、A市内で子どもと家庭への支援を行う民間団体へ呼びかけたところ、10団体の12名の発起人が集まった。現在、こどもアドボカシーセンターの設立を目指しながら、様々な領域において子どもの声が大切にされる社会へ向けての動きをスタートさせたところである。

前述したように、子どもの意見表明権を保障する取り組みは、本年4月施行の改正児童福祉法で自治体の努力義務となった。全国的にみると、一時保護所への「意見表明等支援員(子どもアドボケイト)」の配置事業は、児童相談所を設置する全79自治体のうち約8割に当たる61自治体が今年度に実施することが明らかになっている(毎日新聞調査5月28日付)。A市においても一刻も早い取り組みを期待する。

該当欄の**□を■**にし、必要事項を記入してください

倫理審査	□承認番号	号 () ■該	当しない					
利益相反	■なし	□あり()					
発表状況	種別	□著書	□論文	□学会発	表	□紀要	□その	他()	
	年月日	[年	月	月	(□確定	□予定)	